

米国における高病原性鳥インフルエンザ発生時の 地域主義の適用に係るリスク評価案の概要について

平成 28 年 10 月
農林水産省 消費・安全局
動物衛生課

【背景】

- 我が国は、米国からの要請に基づき、同国における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）発生時の州単位の地域主義の適用についてリスク評価を行い、平成 23 年 7 月の家畜衛生部会における諮問、答申を受け、平成 24 年 6 月以降、米国からの家きん・家きん肉等について適用している。
- 今般、米国から、同国における HPAI 発生時の郡単位の地域主義の適用について要請があったことから、HPAI 発生に係る輸入停止地域を州単位から郡単位に縮小した場合に、米国から輸入される家きん・家きん肉等を通じて我が国に HPAI が侵入するリスクについて定性的な評価を行った。

【評価のポイント】

- 米国における獣医当局の体制や法制度、早期摘発体制、発生時の国内防疫措置及び国境検疫措置については、米国で HPAI が発生した場合の州単位の地域主義を導入するに際し、十分な情報提供を受けリスク評価済みである。
- このため、既に提供された情報を踏まえつつ、最近の HPAI の発生に伴う対応等をもとに、今後、米国において HPAI が発生した場合、発生を郡内に封じ込めることが可能かという観点から評価を行った。
- なお、米国においては、2014 年 12 月から 2015 年 6 月にかけて、中西部において大規模な HPAI の発生があり、これを教訓に獣医当局の体制や国内防疫措置等が見直されていることから、この際に講じられた改善措置も踏まえて評価を行った。

【米国の HPAI に関する情報】

1 米国における HPAI の防疫措置等

- (1) 米国では、米国農務省（USDA）動植物検疫局（APHIS）に家畜衛生当局が設置されており、各州に獣医官を配置した州事務所を設置している。APHIS は、HPAI 発生時の対応計画の策定等を担当しており、HPAI 発生時に防疫措置を講じる主体は地方獣医当局である州家畜衛生当局である。

(2) 米国においては、全米家きん改良計画 (National Poultry Improvement Plan (NPIP):USDA、州、産業界が協力して行っている全米の家きん及び家きん製品の改良に資するためのプログラム) に基づき、鳥インフルエンザのサーベイランスが実施されている。NPIP への参加は任意であるが、商業用農場については、全ての農場が参加している。さらに、州家畜衛生当局が行うサーベイランス、生鳥市場サーベイランス、野鳥のサーベイランスも実施されている。

また、これらサーベイランス体制のもと、抗体陽性など発生時の通報体制も整備されている。これまで、米国は OIE 等への通報に先駆けて、我が国に対し迅速に HPAI の発生を通報してきている。

(3) HPAI 発生時には、発生農場における家きんの殺処分、死体及び感染を拡げるおそれのある物品の処理等とともに、発生農場を中心とする少なくとも半径 3km の感染区域、発生農場を中心とする少なくとも 3-10km のバッファ区域が設定 (両区域を合わせてコントロール区域と呼称される) され、HPAI を拡げるおそれのある動物、畜産物等の移動制限、区域内の農場に対するサーベイランス等が実施される。また、コントロール区域のさらに外側の少なくとも 10km 圏内にさらにサーベイランス区域が設定され、移動制限は講じられないものの、区域内の農場に対して臨床観察及び必要に応じ検査を伴うサーベイランス等が実施される。

(4) コントロール区域の範囲設定は、行政単位、物理的区分、疫学的情報等に基づき、州の家畜衛生当局と APHIS 州事務所の協議により決定されるが、(3) に記述した発生農場を中心とした一定の広さで設定されている。コントロール区域の境界にはチェックポイントが設置され、州家畜衛生当局が、動物・畜産物の移動を管理する。なお、同コントロール区域が郡の境界をまたぐ場合は、複数の郡における移動制限等の防疫措置がとられることとなる。

(5) 米国における郡は、州の下位行政区分であり、通常は複数の市町村を含む行政単位である。郡の面積は州によりばらつきがある (中央値は 1,616km²) が、家きん・家きん肉等の主要な生産州であるジョージア州及びアラバマ州、鶏卵の主要な生産州であるアイオワ州における郡の平均面積はそれぞれ 968km²、1,958km²、1,472km²であり、上記コントロール区域 (314km²) を包含できる面積である。なお、東京都全体の面積は 2,188km²、東京都区部 (23 区) の面積総計は 619km² である。(別添地図参照)

2 米国における 2014-15 年の HPAI 発生状況

(1) 2014 年 12 月から 2015 年 6 月にかけて、15 州 (オレゴン州、ワシントン州、アイダホ州、カリフォルニア州、ミネソタ州、ミズーリ州、カンザス州、アーカ

ンソー州、サウスダコタ州、モンタナ州、ノースダコタ州、ウィスコンシン州、アイオワ州、インディアナ州、ネブラスカ州) で計 231 件の HPAI (H5N2 亜型及び H5N8 亜型) の発生が確認された。これは、米国における 10 年ぶりの HPAI の発生であった。

- (2) 発生州のうち、ミネソタ州及びアイオワ州以外では、発生件数が少なく、APHIS は、これらの州における HPAI の発生は野鳥の関与による散発的な発生が主な要因であるとの見解を示した。一方で、ミネソタ州及びアイオワ州では極めて多くの発生が確認され、APHIS は、両州の感染拡大に水平伝播が関与していた可能性が高いとの見解を示した。

3 2014-15 年の HPAI 大規模発生にかかる分析結果及び発生を受け米国で講じられた改善措置

- (1) APHIS は、ミネソタ州及びアイオワ州において感染が拡大した要因について疫学的分析を行い、

- ・ 両州は家きん産業の盛んな州であり農場の密度が高かった
 - ・ アイオワ州は採卵鶏農場が多く、系列農場間で人・物の移動が起こっていた可能性がある
 - ・ 特に採卵鶏で殺処分の完了に時間を要し、環境中のウイルス量が増加した可能性がある
 - ・ ミネソタ州は七面鳥農場が多く、家きん舎が一般的に鶏農場に比べ外気を多く取り入れられる構造である
- 等の見解を示した。

- (2) APHIS は、(1) の分析結果を踏まえ、将来の発生予防及び発生の影響の低減を図る観点から、本年 1 月、HPAI 準備・対応計画 (2016HPAI Preparedness and Response plan) を公表した。同計画においては、具体的な改善策として

・ バイオセキュリティの強化

①生産者のバイオセキュリティ向上支援の啓発教材等の策定及び公表、②HPAI 発生時の家きんの評価及び補償手続きを効率化、簡素化し、補償を受け取れる要件として農場主の適切なバイオセキュリティ遵守を追加する等の取組が行われている。また、今後、APHIS は産業界と協力し、バイオセキュリティの査察制度を構築する予定である。

・ 迅速な殺処分を実施するための対応能力の強化

①HPAI の発生時に、APHIS の人員を迅速かつ適切に配備するためのシステムの見直し及び改良、②緊急時に雇用可能な人員の確保及びトレーニングの実施、及び③APHIS と関係部局との連携による死体等の埋却地の事前選定マップの作

成により、対応能力の強化が図られた。また、大規模農場においても発生確認後 24 時間以内に殺処分を完了できるよう、従来は認められていなかった家きん舎の換気遮断による殺処分手法が許可された。

・ 野鳥のサーベイランスの強化

USDA は、関係部局と連携し、2015 年 7 月～本年 6 月にかけて、野鳥由来 45,549 検体の検査を行い、HPAI ウイルスが分離されなかったことを確認した。本年 7 月以降も、野鳥のサーベイランスは継続されており、8 月、アラスカ州のマガモから回収された検体から H5N2 亜型ウイルスを分離した。USDA は、サーベイランス結果をウェブサイトで公表し、生産者等へバイオセキュリティの向上、維持を促進している。

・ ウイルス拡散を防ぐための効果的な消毒方法の導入

家きん舎は、従来は薬剤等で洗浄・消毒されていたが、2014-15 年の発生の経験を基に、より効果的な乾燥・加熱による消毒方法（37.8℃から 48.9℃で 7 日間の加温が最適）を見出し、これを採用する等の方策が示されている。これら防疫強化策により、発生時の短時間かつ効率的な防疫措置が講じられる体制が整備された。

4 米国における直近の HPAI 発生状況及び防疫対応

本年 1 月、インディアナ州の七面鳥農場（約 43,000 羽飼養）において HPAI（H7N8 亜型）の発生が確認された。本発生に伴い設定されたコントロール区域内に 65 の商業用農場が特定され、その後の調査により 8 農場において低病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたものの、大規模発生を教訓に新たに導入された家きん舎の換気遮断等の強化防疫対策が講じられたことにより、HPAI の発生は 1 例のみに抑えられた。

【評価結果】

- 1 これまで収集した情報を精査した結果、米国では HPAI の早期摘発体制、発生時の詳細な対応計画、発生の迅速な封じ込めに必要な家畜衛生体制が改善、整備されていることを改めて確認した。
- 2 2014-15 年の発生においては、一部の州で農場間の水平伝播が認められ、発生を群内に封じ込めることができなかったものの、その教訓を踏まえ、2016 年 1 月に HPAI 準備・対応計画が公表された。この計画で公表されたバイオセキュリティの強化、発生時の対応能力の強化などの対策は、今後、同様の感染拡大を防止するために十分な内容であると考えられ、我が国の措置と比べても遜色はない。実際に、本年 1 月のインディアナ州における発生では、コントロール区域内の他農場への感染拡大

を防止することに成功している。

- 3 今回米国から要請のあった適用範囲である郡は、HPAI 発生時に設定されるコントロール区域を包含し、かつ、州以下に存在する最大の行政単位であり、防疫措置を講ずる上で、我が国の防疫対応時に設定する制限区域の範囲と比べても齟齬はなく、妥当であると考えられた。

【結論】

米国において、散発的な HPAI の発生については、発生を郡内に封じ込めることが可能であると考えられ、また、新たに講じられた防疫強化策の導入により、大規模発生を予防し、仮に発生した場合も短時間かつ効率的に防疫措置が講じられる体制が再構築された。

こうしたことから、HPAI 発生時の地域主義適用単位を、現在の州単位から郡単位に縮小しても、発生農場周囲に設けられるコントロール区域が及ぶ郡以外の地域由来の家きん・家きん肉等を介して我が国に HPAI ウイルスが侵入するリスクは極めて低いと考えられた。

ただし、強化策を含め防疫措置を的確に講じたにもかかわらず、不測の事態等により同時期に複数の郡で多数の発生が認められる場合等、農場間の水平伝播が疑われ、発生がコントロール区域を包含する郡内に封じ込められていないと考えられる場合は、2014-2015 年のシーズンのような大規模発生につながる恐れがあると考えられることから、輸入停止地域を郡単位よりも大きな州単位に切り替える等の対応を検討する必要があると考えられた。

以上